

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月23日
【会社名】	株式会社ランシステム
【英訳名】	RUNSYSTEM CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日高 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県狭山市狭山台4丁目27番地の38 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋2丁目43番1号(東京本社)
【電話番号】	03(6907)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 面高 英雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 824,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 2022年5月23日開催の取締役会決議によります。

- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関連して、2022年5月23日に、割当予定先の株式会社AOKIホールディングス(神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号 代表取締役:青木彰宏)(以下「AOKIホールディングス」又は「割当予定先」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結します。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	2,000,000株	824,000,000円	412,000,000円
一般募集			
計(総発行株式)	2,000,000株	824,000,000円	412,000,000円

(注) 1. 第三者割当増資の方法によります。

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は412,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期日	申込証拠金	払込期日
412円	206円	100株	2022年6月8日		2022年6月8日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年5月20日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の終値に相当する412円といたしました。
- 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ランシステム 東京本社	東京都豊島区池袋2丁目43番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 狭山支店	埼玉県狭山市入間川1丁目3番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
824,000,000円	19,800,000円	804,200,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用2,800千円、株式事務手数料1,500千円、弁護士費用12,000千円、その他諸費用等3,500千円であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
店舗撤退費(7店舗)、店舗改装費等(47店舗)	480,000,000円	2022年6月～2023年6月
システム投資費用	200,000,000円	2022年6月～2023年6月
人件費・地代家賃等	124,200,000円	2022年6月～2023年6月
計	804,200,000円	

(注) 1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、当社預金口座にて管理いたします。

2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その状況に応じて、金額又は支出予定時期は変動する可能性があります。

3. 手取金の使途の優先順位は、上記 店舗撤退費(7店舗)、店舗改装費等(47店舗)、システム投資費用、人件費・地代家賃等に充当の順となります。

4. 当社は、2020年6月期より新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上高の減少を受けており、これまでに、主要取引銀行等より2020年3月から2020年12月の期間において、当社、当社の連結子会社である株式会社ランセカンド及び株式会社ランウェルネス(以下総称して「当社グループ」といいます。)の当社グループ合計で15億円の借入を受けております。また、2021年6月に第三者割当増資の方法により139百万円の資金を調達しております(以下「前回第三者割当増資」といいます。)。なお、前回第三者割当増資については、2022年5月23日付有価証券報告書の訂正報告書で報告しましたとおり、2021年5月21日付有価証券届出書に記載した「手取金の使途」から下記のとおり変更が生じております。

(変更前)

具体的な資金使途	金額(千円)	支出予定時期
取引金融機関からの借入金の返済	126,984	2021年6月～2021年8月
運転資金(人件費・地代家賃等)に充当	8,206	2021年6月～2021年8月
計	135,190	

(変更後)

具体的な資金使途	金額(千円)	支出予定時期
取引金融機関からの借入金の返済	40,610	2021年6月
運転資金(人件費・地代家賃等)に充当	94,580	2021年7月～2021年8月
計	135,190	

当社は、主要取引銀行等からの借入金及び前回第三者割当増資に係る資金について、主に運転資金の支払いに充てておりましたが、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、当社の業績は売上高、営業利益ともに大きく減少し、前連結会計年度において、2期連続で営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当第3四半期連結累計期間において営業損失462百万円、経常損失410百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失383百万円となり、当第3四半期連結会計期間末は272百万円の債務超過となりました。また、当社の自己資本比率は2022年6月期第3四半期連結会計期間末において8.7%と大きく落ち込むこととなり、非常に厳しい環境が続いております。2022年6月期の通期業績は債務超過となる可能性も生じており、当社グループの事業運営上、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは当該状況を回避するため資金調達の方法を検討いたしました。公募増資、株主割当増資、ライツオフアリング、新株予約権発行等によるエクイティ・ファイナンスは調達までに時間を要すること、必要な資金が確実に調達できない可能性があることから用いず、必要な資金を適切なタイミングで確保できること、銀行からの追加の借入等の負債性の資金調達を実施することよりも早期的な自己資本の増強が必要であることから、本第三者割当増資による資金調達を実行することが適切であると判断いたしました。

当社は2020年5月に株式会社埼玉りそな銀行との間で期間1年、総額5億円の短期コミットメントライン契約を締結しており、2022年5月まで1年間の契約期限の延長継続を受けておりますが、再度の延長継続がされなかった場合に備えるため、本第三者割当増資による資本の増強が必要であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

(2022年3月31日現在)

名称	株式会社AOKIホールディングス	
本店の所在地	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 青木 彰宏	
資本金	23,282,000千円	
事業の内容	ファッション事業、アニヴェルセル・ブライダル事業、エンターテインメント事業	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第45期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月23日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第46期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月6日 関東財務局長に提出 事業年度 第46期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月8日 関東財務局長に提出 事業年度 第46期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月7日 関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2021年12月31日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2021年12月31日現在)	該当事項はありません。なお、割当予定先のその他の関係会社である株式会社アニヴェルセルHOLDINGSが当社の株式を155,000株保有しています。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先の子会社である株式会社快活フロンティアとの間に当社外販事業関連の取引があります。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社と割当予定先の関係等

本第三者割当増資の実行に当たって、割当予定先について、弊社の複数の既存取引先や役員等を候補として検討を行いました。その結果、本第三者割当増資が当社の進行期(2022年6月期)中に実行できること、割当金額等の条件が合致し今般のタイミングにて割当を受けて頂けること、AOKIホールディングスは当社の開発したシステムを高く評価しており、良好な協体制を構築してきていること及び当社の経営・事業に関する見解が一致したことから、AOKIホールディングスを選定いたしました。

昨年6月に実行した第三者割当増資の割当先である株式会社アニヴェルセルHOLDINGS(東京都港区北青山3丁目5番30号 代表取締役:青木 柁允)(以下「アニヴェルセルHOLDINGS」といいます。)は、本第三者割当増資の割当先であるAOKIホールディングスのグループ会社であります。また、当社とは外販事業関連で継続的な取引関係にある株式会社快活フロンティア(神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目1番50号 代表取締役:東英和)(以下「快活フロンティア」といいます。)ともグループ会社であり、本第三者割当増資の実行によって、AOKIホールディングスは当社の支配株主となり、グループ会社となります。これによって、今後、当社の将来的な成長と複合カフェ業界の更なる発展が見込めるものと判断しております。

AOKIホールディングスとの間の資本業務提携

当社は、AOKIホールディングスとの間に資本業務提携契約を締結することにいたしました。

当社は、主たる事業として複合カフェ「スペースクリエイト自遊空間」(以下「自遊空間」といいます。)を展開しております。1998年より自遊空間の運営をスタートし、現在に至るまで20年以上に渡って日本全国に直営

店とフランチャイズ加盟店を展開して参りました。長年の店舗運営で培ったノウハウを活かして、自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムを開発し、コストの最適化を図っております。

AOKIホールディングスは、グループ会社である快活フロンティアにおいて複合カフェ「快活CLUB」を展開しており、複合カフェ業界において首位の店舗数となる500店舗以上を全国展開しております。

近年、当社の開発したセルフ化システム等を快活CLUBの一部店舗に導入する等、協力体制を構築して参りましたが、本資本業務提携により、今後更なる効果的なシステム開発体制の構築、コストパフォーマンスの向上、業界の活性化など、多大なメリットを見込めることから、この度の資本業務提携契約を締結することといたしました。

当社は、本第三者割当増資により、AOKIホールディングスを割当予定先として当社の普通株式2,000,000株(議決権数20,000個)(本第三者割当増資に係る払込みが行われた時点において、発行済株式総数は4,380,900株、総議決権数は42,496個となり、これらを基準にした場合、発行済株式総数に対する割合45.65%、総議決権数に対する割合47.06%となります。)を発行する予定であり、AOKIホールディングスは、発行される新株式の全てを引き受ける予定です。

また、AOKIホールディングスは、本資本業務提携の一環として、本第三者割当増資の払込日と同日に、アニヴェルセルHOLDINGSから当社株式を合計155,000株(議決権数1,550個)取得する予定とのことです(以下「本株式譲渡」といいます。)。本第三者割当増資及び本株式譲渡の実施後のAOKIホールディングス所有の当社の議決権数の当社の総議決権数(42,496個)に対する割合は50.71%、AOKIホールディングス所有の当社株式数の当社の発行済株式総数(4,380,900株)に対する割合は49.19%となります。

なお、本資本業務提携の内容は大要以下のとおりです。

イ 本第三者割当増資

当社は、第三者割当ての方法により、以下の内容でAOKIホールディングスに当社株式2,000,000株を割り当て、AOKIホールディングスはこれを引き受ける。

- ・募集株式の種類：普通株式
- ・募集株式の数：2,000,000株
- ・払込金額：1株につき金412円
- ・払込金額の総額：金824,000,000円
- ・増加する資本金及び資本準備金：資本金 金412,000,000円 資本準備金 金412,000,000円
- ・割当方法：第三者割当ての方法により、AOKIホールディングスに対して、普通株式2,000,000株を割り当てる。
- ・払込期日：2022年6月8日
- ・その他：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

ロ 本第三者割当増資の前提条件

払込日において、(a)本第三者割当増資に関して当社が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(b)当社が、本資本業務提携契約に規定する義務を、重要な点において遵守し、適切に履行していること、(c)本第三者割当増資のために当社において法令で必要とされる一切の手續(司法・行政機関等からの許認可等の取得及び取締役会決議等当社において必要な全ての機関行為を含む。)が全て適法かつ有効に履践されていること、(d)本第三者割当増資を制限若しくは禁止し、又は本第三者割当増資が法令に違反しており若しくは法令に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令又は司法・行政機関等の判断等も存在していないこと、(e)AOKIホールディングスが、本契約に規定する義務を、重要な点において遵守し、適切に履行していること

ハ 業務上の提携

両当事者は、両当事者の企業価値の向上を図ること等を目的とし、以下の各号に定める事項について業務の提携を実施する。

- (a)AOKIホールディングスの子会社である快活フロンティアが運営する各店舗に対して、当社が保有するチェーンストア向けシステムソリューションの利活用、システムネットワークの構築、利便性向上のためのシステムの導入開発等
- (b)AOKIホールディングスのグループ各社へのシステム構築支援(システムネットワークの構築、利便性向上のためのシステム開発を含むがこれらに限らない。)
- (c)複合カフェ関連の店舗備品(PCを含むがこれに限らない。)、店舗部材等の共同仕入れによる調達効率化
- (d)複合カフェの店舗運営に係るノウハウの共有
- (e)システム全般に係るノウハウの共有
- (f)フランチャイズ運営に係るノウハウの共有
- (g)その他両当事者が合意した事項

二 役員に関する事項

AOKIホールディングスは、本第三者割当増資の完了後に初めて開催される定時株主総会において、AOKIホールディングスが指名する者最大2名を当社の取締役を選任する議案を提案するよう当社に要請することができ、当社は、当該株主総会において当該指名をした者を候補者とする取締役選任議案を提案する。

ホ 上場の維持

両当事者は、当社の東京証券取引所スタンダード市場への普通株式の上場及び上場会社としての独立性を維持することを確認する。

(3) 割り当てようとする株式の数

AOKIホールディングスに割り当てる当社株式の総数は2,000,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資により取得する株式について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の報告を受けております。

(5) 払込に要する資金等の状況

割当予定先が2022年2月7日に関東財務局長に提出した第46期第3四半期(自2021年10月1日至2021年12月31日)に係る四半期報告書に記載の資産合計、資本合計並びに現金及び現金同等物等の状況の記載を確認するなどして、割当予定先が本第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社は、同社が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンスに係る報告書の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日(2022年5月20日)の東京証券取引所における当社株式の終値に相当する412円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、割当予定先との協議の結果、発行価額の算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するに際して、投資家の直近の当社に対する評価をできるだけ適切に反映させることができ、合理的であると判断したためであります。かかる発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日(2022年5月20日)までの過去1ヶ月間(2022年4月21日から2022年5月20日)の当社株式の終値単純平均値416円(円未満切捨)に対して0.96%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)のディスカウント、本取締役会決議日の直前営業日までの過去3ヶ月間(2022年2月21日から2022年5月20日)の当社株式の終値単純平均値407円(円未満切捨)に対して1.23%のプレミアム、本取締役会決議日の直前営業日までの過去6ヶ月間(2021年11月21日から2022年5月20日)の終値単純平均値434円(円未満切捨)に対して5.07%のディスカウントとなります。

当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、当社は、割当予定先にとって、特に有利な発行価額には該当しないと判断いたしました。

また、2022年5月23日付の本第三者割当増資に係る取締役会決議に際して、当社監査役3名全員から、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しない合理的な水準であり、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の現在の発行済株式数2,380,900株(総議決権数22,496個)に対して、本第三者割当増資により発行される株式数は2,000,000株(議決権数20,000個)であり、発行済株式数に対して84.00%(議決権における割合は、総議決権の88.90%)の希薄化が生じます。

しかしながら、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」及び「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資においては、運転資金の確保及び割当予定先であるAOKIホールディングスとの資本業務提携による将来的な事業の発展による収益力の増加等が見込まれ、本第三者割当増資の実施は、当社の企業価値及び株式価値の向上につながるものと考えております。

以上により、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資において発行する普通株式の数は2,000,000株に係る議決権の数20,000個は、2021年12月31日現在における当社の総議決権数22,496個に対して88.90%に相当し、当社株式は25%以上の割合で希薄化が生じることになります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

また、本第三者割当増資が完了した場合、本株式譲渡によりAOKIホールディングスが譲り受ける当社株式数を合わせ、本第三者割当増資後の当社の総議決権数(42,496個)に対する割当予定先であるAOKIホールディングスの議決権の所有割合は50.71%となり、同社は当社の支配株主となる予定です。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社AOKIホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号			2,000,000	47.06
プラザ商事株式会社	神奈川県横浜市中区羽衣町2丁目5-15	290,500	12.91	290,500	6.84
G A U D I 株式会社	神奈川県平塚市宝町5-27	286,100	12.72	286,100	6.73
株式会社アニヴェルセル HOLDINGS	東京都港区北青山3丁目5番30号	155,000	6.89	155,000	3.65
日高大輔	東京都港区	113,200	5.03	113,200	2.66
サントリービバレッジソリューションズ株式会社	東京都港区芝浦3丁目1番1号	95,000	4.22	95,000	2.24
株式会社ロフティー	東京都千代田区有楽町1丁目2-12	44,900	2.00	44,900	1.06
株式会社玉林園	和歌山県和歌山市出島48番地1	44,900	2.00	44,900	1.06
大鐘産業株式会社	神奈川県横浜市中区羽衣町2丁目5-15	44,000	1.96	44,000	1.04
平楽商事株式会社	神奈川県横浜市中区羽衣町2丁目5-15	44,000	1.96	44,000	1.04
計		1,117,600	49.69	3,117,600	73.36

(注) 1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2021年12月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 本第三者割当増資に加え、本第三者割当増資に係る払込期日と同日に行われる本株式譲渡を実行することにより、AOKIホールディングスの所有株式数は2,155,000株、本第三者割当増資後の当社の総議決権数(42,496個)に対する所有議決権数の割合は50.71%(本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数(4,380,900株)に対する所有株式数の割合は49.19%)、アニヴェルセルHOLDINGSの所有株式数は0株、本第三者割当増資後の当社の総議決権数に対する所有議決権数の割合は0%となる予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」記載のとおり、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。本第三者割当増資は、当社が、第三者割当の方法により普通株式を発行することによって資金を調達するものであるところ、既に割当予定先を確保していることからすれば、当社において必要とする資金を即時かつ確実に調達することが可能であること、及び次に述べるとおり、他の資金調達方法と比較しても、本第三者割当増資の方法によることが相当であると判断いたしました。

他の資金調達方法については、()公募増資においては、即時に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があると考えられます。また、公募増資の場合には証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、実施の可否もその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右されるところ、一旦実施のタイミングを逃すと、決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、数か月程度後倒しになることも多いことから、柔軟性が低く、資金調達の機動性に欠ける面があるといえます。次に、()株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となると考えられます。また、()新株予約権付社債(転換社債)は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があると考えられます。また、転換されずに償還される場合、当該償還時点で多額の資金が将来的に必要となること、現時点でかかる資金を確保できる

かが不透明です。さらに、()行使価額修正条項付新株予約権は、新株予約権者による権利行使があった時点において行使価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達が行なわれるものであり、即時に資金調達を行うことが困難です。また、行使価額修正条項が付されることに伴い、今後当社の株価が下落した場合、現時点で想定していた額の資金を調達できない可能性が高いと考えられます。加えて、()新株予約権無償割当(ライツ・オフリング)には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるところ、コミットメント型ライツ・オフリングについては引受手数料等のコストが増大することが予想され、時価総額や株式の流動性による調達額の限界もあります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となると考えられます。最後に、()普通社債・銀行借入については、本第三者割当増資は、当社の債務超過解消に向けた資本増強も目的としていることから、当社の負債を増加させる普通社債・銀行借入による資金調達は望ましくないと考えられます。

以上から、今回の資金調達の手法として、他の資金調達方法との比較においても最適な選択肢であると判断いたしました。

大規模な第三者割当による既存株主への影響

本第三者割当増資は、大規模な第三者割当に該当し、株主の皆様にとっては、約84.00%(議決権数における割合は、総議決権数の88.90%)の株式の希薄化が生じますが、一方で、本第三者割当増資は、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び債務超過の解消をはじめとした当社の財務体質の抜本的な改善が可能となるメリットがあり、当社の株式価値の向上に資するものと判断しております。

以上に鑑み、当社は、本第三者割当増資は、当社の企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと判断しました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。したがって、本第三者割当増資により資金調達を行うには、株主総会決議による株主の意思確認の手続を行うか、または経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当増資及び本第三者割当増資に係る払込期日と同日に行われる本株式譲渡を実行することにより、当社の支配株主の異動が生じる見込みであることに鑑み、一連の取引による既存株主への影響の大きさを考慮して、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。具体的には、福崎法律事務所弁護士 福崎真也氏、和田会計事務所公認会計士 和田芳幸氏及び当社社外監査役である中藤力氏の3名で構成する第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が、本委員会から2022年5月20日付で入手した本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要は以下の通りです。

< 第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要 >

1. 照会事項に対する本委員会の意見

(1) 本第三者割当増資の必要性

本第三者割当増資を行う必要性が認められる。

(2) 本第三者割当増資の相当性

資金調達方法の相当性

当社が資金調達方法として本第三者割当増資を選択したことは相当である。

発行条件等の相当性

本第三者割当増資における発行条件等は相当である。

割当予定先の相当性

本第三者割当増資における割当予定先は相当である。

2. 意見の検討過程

(1) 本第三者割当増資の必要性

本委員会が当社から受けた説明及び開示を受けた資料によれば、当社は、当社の事業内容、事業環境、経営課題及び改善施策について、以下のとおり考えている。

事業内容

当社グループは、当社、当社の連結子会社である株式会社ランセカンド及び株式会社ランウェルネスにより構成されている。当社及び株式会社ランセカンドは、自遊空間のチェーン直営店舗の運営を主として行っており、その他、外販事業として、複合カフェにおける自動入退場システム、無人入会システム等の

セルフ化システムやテレワーク環境を支援するシステム等の各種システムの販売・保守・管理業務、自遊空間のフランチャイズ店舗のサポート業務、不動産事業として、不動産物件の賃貸管理業務を行っている。また、株式会社ランウェルネスは、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を行っている。

事業環境

わが国の経済は、依然として、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の終息の目処が立たない状況であり、先行き不透明な状況で推移している。

当社グループも、2020年6月期より新型コロナウイルス感染症による影響が拡大する中、店舗来客数が減少したことを主な要因として、売上高が大きく減少しており、これまでに、主要取引銀行等より2020年3月から2020年12月の期間において当社グループ合計で1,500,000,000円の借入を受けている。また、2021年6月には第三者割当増資の方法により139,000,000円の資金を調達している。これらの借入金や資金は、主に運転資金の支払いに充てていたが、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、2期連続して赤字決算となり、結果として2022年6月期第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ242,000,000円減少し、130,000,000円の債務超過となり、その結果、当社グループの自己資本比率は3.9%(前連結会計年度末は3.1%)と大きく落ち込むこととなり、厳しい経営環境が続いている。

経営課題

ア 債務超過の解消

上述のとおり、当社グループは、厳しい事業環境のもと、2022年6月期第2四半期連結会計期間末において、130,000,000円の債務超過となっている。また、当社グループにおいては、2021年6月期の有価証券報告書において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されている。

かかる状況を踏まえ、当社グループは、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することで、債務超過を解消すること、及び、上場維持基準を維持することで上場廃止基準に抵触することを防ぐことが喫緊の経営課題であると認識している。

イ 資金繰りの悪化の解消

上述の事業環境のもと、当社グループは、主要取引金融機関との間で継続的な協議を行い、2022年6月期に返済期限が到来する借入金については、返済猶予の了承を得ているが、いずれの金融機関からも新規での借入は望めない状況にある。

また、当社は、2022年3月以降、資金残高が毎月25,000,000円以上ずつ減少している状況であり、2022年5月末には、資金残高が26,105,000円となる見込みである。

かかる状況を踏まえ、当社グループは、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することで、その資金繰りを改善することが喫緊の経営課題であると認識している。

ウ 既存事業の収益改善

上述の事業環境のもと、当社グループは、自遊空間の店舗の運営事業を行っているものの、その店舗来客数は新型コロナウイルス感染症が拡大する前に比べて減少しており、売上高は、2021年7月から2022年4月までの間、2021年7月から2022年2月の期間は2020年以降の同月比、2022年3月から4月は2019年の同月比で各月約30%から40%減少しており、新型コロナウイルス感染症が拡大する2020年3月以前の水準まで回復していない。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大後、約2年間、それまで毎年実施していた既存店舗の改修を行っていなかったため、店舗施設の老朽化が進んでいる。

かかる状況を踏まえ、当社グループは、赤字店舗の閉鎖及び既存店舗の改修等の店舗の整理を実行することにより、店舗の運営事業にかかる収益を改善することが喫緊の経営課題であると認識している。

経営課題対処の具体的施策

ア 債務超過の解消

当社グループは、債務超過の解消という経営課題対処の具体的施策として、合理的な資金計画・事業計画を策定し、取引金融機関及び本第三者割当増資の引受先等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することにより、債務超過を解消することを予定している。

イ 資金繰りの悪化の解消

当社グループは、資金繰りの悪化を解消するという経営課題対処の具体的施策として、赤字店舗の閉鎖等の店舗整理を行うこと、店舗来客数の増加のための店舗の改修及び店舗キャンペーンを実施すること、自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムの外販事業の促進を行うこと、既存事業の収益改善を行うとともに、当該収益改善に基づく事業計画をもとに、取引金融機関及び本第三者割当増資の引受先等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することにより、日々の資金繰りの悪化を解消し、安定的な資金繰りを実現することを予定している。

ウ 既存事業の収益改善

当社グループは、既存事業の改善という経営課題対処の具体的施策として、赤字店舗の閉鎖等の店舗整理を行うこと、利用客数の増加のための店舗の改修及び店舗キャンペーンを実施すること、自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムの外販事業の促進を行うことで、既存事業の収益改善を行うことを予定している。

経営課題対処の具体的施策のために必要となる資金

ア 概要

上述の経営課題対処の具体的施策を実行するために必要となる資金は以下のとおりであり、当社グループはこれを本第三者割当増資により調達する予定である。

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
赤字店舗の閉鎖費、店舗の改修費等	480,000,000	2022年6月～ 2023年6月
システム投資	200,000,000	2022年6月～ 2023年6月
運転資金(人件費、地代家賃等)	124,200,000	2022年6月～ 2023年6月
合計	804,200,000	-

イ 具体的用途

(ア) 赤字店舗の閉鎖費、店舗の改修費等

当社グループは、資金繰りの悪化を解消するため、赤字店舗の閉鎖を行う必要があり、7店舗の閉鎖を予定しているところ、その閉鎖に要する費用(店舗閉鎖に伴い発生した解約違約金、原状回復費用等)として30,000,000円を支出することを予定している。また、老朽化が進み、集客力が低下した既存店舗の改修を行う費用として450,000,000円を支出することを予定している。

(イ) システム投資

当社グループが外販をしている自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムについて、開発費用として、30,000,000円から50,000,000円を支出し、広告宣伝費用として、30,000,000円から50,000,000円を支出することを予定している。その他にも、現在、当該システムを導入した機器の販売を実施しているところ、当該システムを導入する利用企業の経済的負担を軽減し、利用企業の導入への心理的障害を軽減することで、より確実に当社グループの売上を上げるために、当該機器のリース又はレンタルを検討しており、その費用として100,000,000円から150,000,000円を支出することを予定している。

(ウ) 運転資金(人件費、地代家賃等)

当社グループは、地代家賃の減額や主要取引金融機関からの借入金の返済猶予等を前提としても、人件費、地代家賃等、月々の運転資金として10,350,000円を予定しているところ、1年間の運転資金として124,200,000円を支出することを予定している。

検討

ア 経営課題

(ア) 債務超過の解消

当社グループは、上述のとおり、債務超過となったことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されており、債務超過の状態が継続することは、信用毀損を増幅させ、当社グループの今後の事業継続に重大な悪影響を与えることが容易に予想されることから、債務超過を解消すること、及び、上場維持基準を維持することで上場廃止基準に抵触することを防ぐことは迅速に対処すべき重要な経営課題である。

(イ) 資金繰りの悪化の解消

当社グループは、上述のとおり、債務超過に陥っており、金融機関からの新規での借入も望めない状況に鑑みると、今後も事業を継続していくために、日々の資金繰りを改善することは急務であるといえる。そのため、資金繰りの悪化の解消は、当社グループが対処すべき重要な経営課題である。

(ウ) 既存事業の収益改善

新型コロナウイルス感染症拡大に係る今後の見通しは不透明であり、当社グループの売上高についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、見通しがつきづらい状況にあることから、当社グループにおいては、赤字店舗の閉鎖、老朽化した店舗の改修や店舗キャンペーンの実施等によって、既存事業の収益改善による利益創出を早急に行う必要があり、また、かかる対応は、新型コロナウイルス感染症の影響が終息した後、当社グループが事業を継続していく上でも、当社グループが対処すべき重要な経営課題である。

イ 経営課題対処の具体的施策

(ア) 債務超過の解消

債務超過を解消するための施策としては、経営状態の見直し、債権者からの債権放棄、増資による資金調達等の手段が考えられる。

この点、当社グループは、既に経営状態の見直しを進めており、役員報酬の減額、賞与の見直し、地代家賃の減額交渉等、コスト削減に向けた施策を実行しているが、かかる施策のみでは、当社グループの債務超過の解消は実現できない。

また、債権者からの債権放棄について、上述のとおり、当社グループは、主要取引金融機関との間で継続的な協議を行い、2022年6月期に返済期限が到来する借入金については、返済猶予の了承を得ているが、いずれの金融機関からも債権放棄は望めない状況にある。

かかる状況を踏まえると、外部からの資金調達が不可欠であり、合理的な資金計画・事業計画を策定し、取引金融機関及び本第三者割当増資の引受先等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行するという改善施策は適切であるといえる。

(イ) 資金繰りの悪化の解消

資金繰りの悪化の解消のために、当社グループは、役員報酬の減額、賞与の見直し、地代家賃の減額交渉等の施策を実行しているが、いずれも削減可能な額には上限があるため、資金繰りの悪化の解消との関係でもその効果には一定の限界がある。そのため、赤字店舗の閉鎖等の店舗整理を行うこと、店舗来客数の増加のための店舗の改修及び店舗キャンペーンを実施すること、自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムの外販事業の促進を行うことで、既存事業の収益改善を行うとともに、当該収益改善に基づく事業計画をもとに、取引金融機関及び本第三者割当増資の引受先等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することは、日々の資金繰りの悪化の解消のための施策として適切であるといえる。

(ウ) 既存事業の収益改善

当社グループは、既存事業の収益改善という経営課題対処のため、赤字店舗の閉鎖等の店舗整理、老朽化した店舗の改修、キャンペーンの実施や外販事業における商品設計の見直しを通じて、収益の改善を図ろうとしている。店舗整理により中長期的には、当社グループのキャッシュ・フローが改善され、また、店舗の改修やキャンペーンの実施により集客増加が合理的に期待できる。加えて、セルフ化システムの外販事業についても、既に、当該システムは本第三者割当増資の引受先であるAOKIホールディングスの事業でも一部導入されており、その更なる拡大によって、収益の増加が合理的に期待される。

以上のとおり、当社が予定している各施策の実施によって、当社グループの既存事業の収益改善が合理的に期待され、上述の施策を採用することは適切であるといえる。

ウ 資金用途の合理性

上述のとおり、本第三者割当増資により当社が調達する資金の具体的な用途は、赤字店舗の閉鎖費、店舗の改修費等、システム投資、運転資金（人件費、地代家賃等）を予定しているとのことである。この点、赤字店舗の閉鎖費は、上述の改善施策のうち、債務超過の解消及び資金繰りの悪化の解消に対応するものであり、店舗の改修費、システム投資及び運転資金（人件費、地代家賃等）は、既存事業の収益改善に対応するものである。

赤字店舗の閉鎖費について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により店舗来客数が低下している当社グループにおいては、赤字の店舗を閉鎖することで、将来的なキャッシュ・フローの改善が期待でき、当該閉鎖に要する資金を調達することは合理的である。また、上述のとおり、店舗の改修費の支出を一時停止していたことで、店舗の老朽化が進み、一部の顧客の需要を取り逃している状況に鑑みれば、店舗の改修を行うことで、売上の増加を望むことができ、当該改修に要する資金を調達することは合理的である。

システム投資について、当社グループは、自動入退場システム、無人入会システム等のセルフ化システムを開発し、外販しているところ、当該システムを利用している顧客企業からの評判は良く、当該外販事業は更なる売上を見込むことができるため、かかるシステム投資のための資金を調達することは合理的である。また、今後、新型コロナウイルス感染症による影響が終息した後においても、店舗来客数が当該影響を受ける前と同程度に回復するまでには時間を要すると考えられることに加え、アルバイト等の従業員の確保も困難となることが推測されることに鑑みれば、人件費の削減に資するシステム投資の推進は合理的であるといえる。

運転資金（人件費、地代家賃等）について、既に当社グループが債務超過に陥り、毎月の支出が多額であって緊急の資金需要がある中、上述のとおり、主要取引金融機関からの新規での借入が望めない状況にあることに鑑みれば、運転資金（人件費、地代家賃等）を調達することは合理的である。

エ 小括

上述のとおり、新規の借入が見込めない当社グループにおいては、債務超過の解消を実現した場合であっても、再び債務超過に陥ることを防ぐために、資金繰りの悪化の解消及び既存事業の収益改善が必

要であり、そのために、赤字店舗の閉鎖等の店舗整理、老朽化した店舗の改修、キャンペーンの実施や外販事業における商品設計の見直しを行うことは急務といえる。

また、当社グループにとっても、積極的な販路の拡大を検討している当社グループのセルフ化システムを高く評価し、実際に子会社である快活フロンティアにおいて当該システムの導入を行っているAOKIホールディングスを割当先とし、同子会社となることで、当該システムに係る事業の更なる発展が促進され、より効率的な収益改善が期待できる。店舗事業における収益改善の時期が不透明である中、当該システムに係る外販事業の拡大は急務であり、アニヴェルセルからAOKIホールディングスへの当社株式の譲渡と伴って支配株主の異動を生じさせる本第三者割当増資の必要性は高いといえる。

さらに、当社グループは、上述のとおり、債務超過に陥り、また、金融機関からの新規での借入も望めない状況にあり、厳しい経営環境が続いている。そのような状況の中で、当社が上場子会社として独立した経営を継続するために、上場会社たるAOKIホールディングスの子会社となって、その信用力を高めること及びAOKIホールディングスからの機動的な援助を可能とすることは、当社の資金繰りの悪化の解消や既存事業の収益改善に大きく資すると考えられる。当該観点からも、本第三者割当増資の必要性は高いといえる。

以上を踏まえれば、当社グループにおける経営課題に取り組むための改善施策として、債務超過の解消、資金繰りの悪化の解消及び既存事業の収益改善に係る具体的な措置を講じることは合理的であり、当該措置を講じるにあたり必要となる資金需要への対応を目的とする本第三者割当増資については、客観的かつ合理的な必要性が認められる。

(2) 本第三者割当増資の相当性

資金調達方法の相当性

本第三者割当増資は、当社グループが、第三者割当の方法により当社株式を発行することによって資金を調達するものであるところ、既に割当予定先と協議を開始していることからすれば、当社グループにおいて必要とする資金を調達できる可能性が高く、また、本第三者割当増資以外の方法により資金を調達することは現実的でないといえる。

また、本第三者割当増資により、株式の希薄化率が25%を越え、かつ、本第三者割当増資と同日に行われるアニヴェルセルからAOKIホールディングスへの当社株式の譲渡により支配株主が移動することが想定されるが、この点については、後述のとおり、本第三者割当増資の必要性並びに本第三者割当増資が当社の中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立に資するものであり、中長期的な当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与し得ることに照らせば、本第三者割当増資の相当性を否定するまでの事情とは認められない。

なお、比較のために他の資金調達方法について検討すると、以下のとおりである。

ア 公募増資

公募増資においては、証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、資金調達の柔軟性・機動性に欠ける面がある。

イ 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となる。

ウ 新株予約権付社債(転換社債)

新株予約権付社債(転換社債)は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もあるが、発行後に転換が進まない場合には、当社グループの負債額を全体として増加させることとなり、当社グループの財務状態にかえって悪影響を及ぼすほか、償還資金の確保の面でも難点がある。

エ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権では、将来の株価下落が生じた際には予定していた資金を調達できなくなる。

オ 新株予約権無償割当(ライツ・オフアリング)

株主全員に対する新株予約権無償割当(ライツ・オフアリング)については、コミットメント型ライツ・オフアリングでは引受手数料等のコストが必要となり、時価総額等に鑑みて調達額に限界がある。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは株主割当増資と同様の問題がある。

カ 普通社債・銀行借入

当社グループの債務超過解消に向けた資本増強という経営課題への対処という観点からは、当社グループの負債を増加させる普通社債・銀行借入による資金調達は望ましくない。

また、当社グループは、主要取引金融機関との間で継続的な協議を行い、2022年6月期に返済期限が到来する借入金については、返済猶予の了承を得ているが、いずれの金融機関からも新規での借入は望めない状況にあり、仮に債務超過を解消できたとしても、その後に普通社債・銀行借入による資金調達が可能であるかは不透明であり、調達額を事前に想定することは非常に困難である。

以上を踏まえれば、当社グループが資金調達方法として本第三者割当増資を選択したことは相当である。

発行条件等の相当性

ア 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資により発行する当社株式の払込金額は、当社株式の発行に係る取締役会決議日の前日終値とされている。

当該払込金額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に不合理な点は認められないと考えられる。

イ 希薄化についての評価

本第三者割当増資により発行する当社株式の数は2,000,000株(議決権数20,000個)となり、希薄化率(2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数である2,380,900株(総議決権数22,496個)を分母とする。)は84.00%(議決権における割合は、総議決権数の88.90%)に相当し、希薄化が25%以上となり、大規模な株式の希薄化が生じ、本第三者割当増資と同日に行われるアニヴェルセルからAOKIホールディングスへの当社株式の譲渡により支配株主がAOKIホールディングスに変更される。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社グループの債務超過を解消し、連結自己資本拡充による財務体質改善を実現し、上述の各経営課題を解決するための資金を確保することを目的に行うものである。したがって、本第三者割当増資の実施は、当社グループ全体での事業基盤及び財務基盤の安定化につながり、当社グループの中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立に資するものであり、ひいては中長期的な当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられる。

また、本第三者割当増資において、本第三者割当増資が当社グループの債務超過状態の解消に必要と考える資本性資金調達の実現のために必要十分な規模に設定されていること、上述のとおり、他の資金調達方法との比較においても最も適切な資本性資金の調達手法と考えられること、上述のとおり、当社株式の払込金額についても本第三者割当増資に係る取締役会決議前日の市場価格とし、当社グループ及び既存株主にとって現時点で最善の条件と思われることといった事情を踏まえれば、本第三者割当増資に伴う普通株式の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるといえる。

ウ 小括

以上を踏まえれば、本第三者割当増資における発行条件等は相当である。

割当予定先の相当性

ア 割当予定先の選定

当社グループは、複数の投資家候補に対して、当社に対する出資を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診した上で、複数の候補から提示された提供可能な資金の金額、資金提供の方法、その実施時期・実現可能性、当社の経営・事業に関する考え方等を含む提案内容を慎重に検討してきた。

その結果、当社グループは、本第三者割当増資における割当予定先として、AOKIホールディングスを選定した。

イ 割当予定先の属性

本第三者割当増資の割当予定先であるAOKIホールディングスは、子会社である株式会社快活フロンティアにおいて複合カフェ「快活CLUB」を展開している。近年では、当社グループが開発したセルフ化システム等を快活CLUBの一部店舗に導入する等、AOKIホールディングスは当社グループの開発したシステムを高く評価しており、良好な協力体制を構築してきている。当該協力体制を既に構築しているAOKIホールディングスが当社の支配株主となり、セルフ化システムの導入店舗の一層の拡大等、資本関係に基づく更なる協業が実現した際には、当社グループの株式価値の一層の向上が期待できる。

また、AOKIホールディングスによれば、本第三者割当増資後も自遊空間のブランドは維持する方針とのことであり、AOKIホールディングスが当社の支配株主となった後も、当社グループの主たる事業である自遊空間の複合カフェの運営に大幅な変更が生じる可能性は低く、当社グループの少数株主保護の観点からも問題ないものと考えられる。

加えて、AOKIホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社は、同社が東京証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、AOKIホールディングス及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、公表資料に基づく当該判断は合理的といえる。

なお、当社グループの運営する自遊空間は、複合カフェ業界において、店舗数が業界第2位であり、上述の快活CLUBは、店舗数が業界第1位である。そこで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)上、企業結合に係る事前届出を行う必要があるか否かについて問題となり得るが、当社グループは、最終事業年度である2021年6月期の売上高の合計額が4,918,160,000円であり、事前届出が必要とされる売上高合計に係る形式基準(売上高の合計額5,000,000,000円)を下回るため、事前に公正取引委員会に対して届出を行う必要はなく、当社グループは、事前届出を行わずに、AOKIホールディングスに株式を割り当てることは適法と判断している。ただ、本第三者割当増資

により、市場における競争が減殺される可能性は否定できない。しかし、上述のとおり、当社グループは債務超過に陥っており、緊急の資金注入が不可避な状況にあり、実質的に独占禁止法上Failing companyと評価され得るところ、複合カフェのような特殊な市場において、企業結合によるシナジーが期待できる投資者は限定されており、また、上場会社たる当社に対して多額の出資を実施できるのは、現実には、同様の事業を営み、加えて、資金余力があるAOKIホールディングス以外にはなく、同社以外による本第三者割当増資の引受けは難しいと考えられることから、独占禁止法上の問題は発生しないと考えられ、当該判断は合理的といえる。

ウ 割当予定先の払込みに要する財産の存在

当社グループは、AOKIホールディングスについて、同社の第46期第3四半期(自2021年10月1日至2021年12月31日)に係る四半期報告書により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、同社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につき確認し、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断した。公表資料に基づく当該判断は合理的といえる。

エ 小括

以上を踏まえれば、本第三者割当増資における割当予定先は相当である。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)及び四半期報告書(第34期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本届出書提出日(2022年5月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(2022年5月23日)現在において、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2021年9月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2021年9月29日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

当社は、2021年6月期の個別決算において1,212,013,531円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、早期の復配を実現するため、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 563,017,820円のうち 439,104,509円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 439,104,509円

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年9月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件として、増加後のその他資本剰余金を振り替え、繰越利益剰余金を増加させ、欠損を補填するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,212,013,531円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,212,013,531円
(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日
2021年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

西原光男氏、日高大輔氏、笠間匠氏、面高英雄氏、西原貴志氏、鈴木啓太氏、武藤五郎氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

佐野高王氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	13,885	80	-	(注)1	可決 99.43
第2号議案 定款一部変更の件	13,895	70	-	(注)2	可決 99.50
第3号議案 取締役7名選任の件					
西原 光男	13,841	124	-	(注)3	可決 99.11
日高 大輔	13,847	118	-		可決 99.16
笠間 匠	13,847	118	-		可決 99.16
面高 英雄	13,847	118	-		可決 99.16
西原 貴志	13,845	120	-		可決 99.14
鈴木 啓太	13,840	125	-		可決 99.10
武藤 五郎	13,846	119	-		可決 99.15
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	13,888	77	-	(注)3	可決 99.45

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日	2021年9月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第33期)	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日	2022年5月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	2022年5月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続きガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月24日

株式会社ランシステム

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 修 二

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランシステムの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランシステム及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年8月31日開催の取締役会において、2021年9月29日開催の第33回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(1) 直営店舗事業の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、直営店舗事業において、当社及び当社子会社の株式会社ランセカンドによる複合カフェ「スペースクリエイティブ自遊空間」チェーン直営店舗の運営をメインに全国展開している。当連結会計年度末現在で60店舗（有形固定資産の帳簿価額：1,020,642千円）となっており、当連結会計年度において、直営店舗事業に係る店舗固定資産について減損損失156,919千円を計上している（連結財務諸表注記（セグメント情報等）【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】参照）。</p> <p>店舗固定資産の減損の兆候の判定には、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、各店舗の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている（連結財務諸表注記（連結損益計算書関係）5減損損失参照）。</p> <p>減損の兆候が認められた店舗については、割引前将来キャッシュ・フローと店舗固定資産の帳簿価額を比較することで減損の認識を行っている。店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下の事項が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り期間の予測あるいは閉店予定 2) 各店舗の将来収益予測 3) 各店舗の将来キャッシュ・フロー予測 <p>店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、当該資産グループの回収可能価額を主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定している。</p> <p>これら将来キャッシュ・フローをはじめとする見積りは、今後の市場動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものである。また、連結財務諸表注記（追加情報）に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年6月期まで継続し、2023年6月期には同感染症拡大前の90%まで回復すると仮定して将来キャッシュ・フローを見積っている。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候の判定、減損損失の認識および測定に関する内部統制の整備・運用状況の評価 ・経営陣へのインタビューによる直営店舗事業に係る事業経営の理解 ・店舗別年度損益の推移表の入手 ・翌期店舗別損益予測及び店舗閉店計画の入手 ・過年度の店舗別損益予測と実績との乖離分析 ・店舗のセルフ化を含む設備投資や販促活動等の施策等による営業損益改善予測の妥当性の検討 ・事業計画の不確実性に対応するため、ストレス・テストを実施

(2) 継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは新型コロナウイルス感染症の長期化によって個人消費の低迷が続いており、店舗運営事業においても多大な影響を受け、売上が著しく減少し、重要な営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在していると認識している。しかしながら、各種対応を図るとともに、取引金融機関からの継続的な支援も得ており、必要な運転資金は確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>会社の主たる事業は店舗運営事業であり、新型コロナウイルス感染症の拡散防止を最優先に運営を行っているが、個人消費の影響を受けやすい状況にある。さらに新型コロナウイルスの具体的な収束時期を判断することは難しく、また一定の時点で完全に収束するようなものでもない。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、監査人は経営者の対応策の実行可能性について十分な裏付けを入手した上で、ほぼ確実といえる資金計画において十分な資金的余裕が認められるかを判断する必要があるが、資金計画の前提となる翌連結会計年度の事業計画については不確実性を伴い、経営者の判断が必要である。</p> <p>よって当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために会社が実施した対応策等について検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提に関する会社経営者の評価を検討するにあたり、その前提となる資金計画についての質問、作成の前提となる翌期の事業計画についての会社の業績予想の策定プロセスの理解、当連結会計年度までの予算実績分析により、予算の信頼性を検討した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響は先行きが不透明であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性を評価するうえで、保守的なシナリオを採用したとしても合理的な期間(少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間)の資金繰りに問題がないことを、外部公表数値との整合性も勘案し資金計画の合理性を確かめることにより検討した。 ・会社の期末日における預金残高及び当座貸越契約等について残高確認により実在性を検討した。 ・会社の策定した対応策について、経営者に質問し、対応策の効果及び実行可能性について検討し経営者確認書を入手した。 ・主要金融機関へ会社を取り巻く経営環境及び事業の評価や、会社との取引方針についてのヒアリングを実施した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ランシステムの2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ランシステムが2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月24日

株式会社ランシステム

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 修 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランシステムの2020年7月1日から2021年6月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランシステムの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年8月31日開催の取締役会において、2021年9月29日開催の第33回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(1) 直営店舗事業の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、直営店舗事業において、複合カフェ「スペースクリエイティブ遊空間」チェーン直営店舗の運営をメインに全国展開している。当事業年度末現在で53店舗（有形固定資産の帳簿価額：859,553千円）となっており、当事業年度において、直営店舗事業に係る店舗固定資産について減損損失129,089千円を計上している。</p> <p>店舗固定資産の減損の兆候の判定には、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、各店舗の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている。</p> <p>減損の兆候が認められた店舗については、割引前将来キャッシュ・フローと店舗固定資産の帳簿価額を比較することで減損の認識を行っている。店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下の事項が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り期間の予測あるいは閉店予定 2) 各店舗の将来収益予測 3) 各店舗の将来キャッシュ・フロー予測 <p>店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、当該資産グループの回収可能価額を主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定している。</p> <p>これら将来キャッシュ・フローをはじめとする見積りは、今後の市場動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものである。また、財務諸表注記（追加情報）に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年6月期まで継続し、2023年6月期には同感染症拡大前の90%まで回復すると仮定して将来キャッシュ・フローを見積っている。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は、会社が実施した減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候の判定、減損損失の認識および測定に関する内部統制の整備・運用状況の評価 ・経営陣へのインタビューによる直営店舗事業に係る事業経営の理解 ・店舗別年度損益の推移表の入手 ・翌期店舗別損益予測及び店舗閉店計画の入手 ・過年度の店舗別損益予測と実績との乖離分析 ・店舗のセルフ化を含む設備投資や販促活動等の施策等による営業損益改善予測の妥当性の検討 ・事業計画の不確実性に対応するため、ストレス・テストを実施

(2) 継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は新型コロナウイルス感染症の長期化によって個人消費の低迷が続いており、店舗運営事業においても多大な影響を受け、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在していると認識している。しかしながら、各種対応を図るとともに、取引金融機関からの継続的な支援も得ており、必要な運転資金は確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>会社の主たる事業は店舗運営事業であり、新型コロナウイルス感染症の拡散防止を最優先に運営を行っているが、個人消費の影響を受けやすい状況にある。さらに新型コロナウイルスの具体的な収束時期を判断することは難しく、また一定の時点で完全に収束するようなものでもない。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、監査人は経営者の対応策の実行可能性について十分な裏付けを入手した上で、ほぼ確実といえる資金計画において十分な資金的余裕が認められるかを判断する必要があるが、資金計画の前提となる翌事業年度の事業計画については不確実性を伴い、経営者の判断が必要である。</p> <p>よって当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために会社が実施した対応策等について検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提に関する会社経営者の評価を検討するにあたり、その前提となる資金計画についての質問、作成の前提となる翌期の事業計画についての会社の業績予想の策定プロセスの理解、当事業年度までの予算実績分析により、予算の信頼性を検討した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響は先行きが不透明であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性を評価するうえで、保守的なシナリオを採用したとしても合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）の資金繰りに問題がないことを、外部公表数値との整合性も勘案し資金計画の合理性を確かめることにより検討した。 ・会社の期末日における預金残高及び当座貸越契約等について残高確認により実在性を検討した。 ・会社の策定した対応策について、経営者に質問し、対応策の効果及び実行可能性について検討し経営者確認書を入手した。 ・主要金融機関へ会社を取り巻く経営環境及び事業の評価や、会社との取引方針についてのヒアリングを実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月13日

株式会社ランシステム

取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 石渡 裕一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 修二
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランシステムの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年7月1日から2022年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ランシステム及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、2期連続で営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当第3四半期連結累計期間において、営業損失462百万円、経常損失410百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失383百万円となり、当第3四半期連結会計期間末は272百万円の債務超過の状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。